

姫路市上下水道局告示第 43 号

令和 8年 6月 17日

姫路市上下水道事業管理者 松浦 正宗

姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、下記の者から給水装置工事業の事業の廃止の届出があったので、姫路市上下水道局指定給水装置工事業業者規程（平成10年姫路市水管規程第8号）第5条第2号の規定により告示する。

記

事業を廃止する者の名称等及び廃止年月日

氏名又は名称	フジタ住設
事業所の所在地	姫路市山田町多田1140-3
指定番号	第212号
届出年月日	令和8年（2026年）6月12日
廃止年月日	令和8年（2026年）6月12日